

お客様各位

令和2年3月吉日
宮城第一信用金庫

「民法改正」等を踏まえた預金等規定改定のお知らせ

いつも宮城第一信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。
当金庫では、令和2年4月の「民法改正」等を踏まえ、各種預金等規定等を下記のとおり、令和2年4月1日より改定いたします。

なお、改定後の預金等規定等は、すでにお取引をいただいているお客様にも適用されますので、何卒、ご理解賜りますようお願い致します。

記

1. 改定日

令和2年4月1日（水）

2. 改定する預金等規定

- (1) 当座預金規定
- (2) 普通預金規定（無利息型普通預金を含む）
- (3) 定期性総合口座規定
- (4) 貯蓄預金規定
- (5) 納税準備預金規定
- (6) 定期預金規定
- (7) 定期積金規定

3. 主な改定内容

- (1) お客様が預金等規定等に同意のうえ、申込書等を提出し、当金庫が承諾することで契約が成立することの条項を追加いたします。

<p>1. <u>（預金契約の成立）</u> （普通預金共通規定抜粋） <u>当金庫は、お客様からこの預金に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金に係る契約が成立するものとします。</u></p>
--

- (2) 定期預金の満期日前の解約の取扱いについて明確化いたします。

なお、この変更は、民法改正に伴い明確化の観点から条項を追加するものであり、定期預金の満期日前解約についての当金庫のお手続き（ご本人様の確認等）は従来と変

わりません。

3. (預金の解約、書替継続) (定期預金共通規定抜粋)

(1) この預金は、当金庫がやむをえないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。

- (3) 預金者が後見制度の対象となった場合の届出については、すでに各規定に定めておりますが、民法改正に伴い、預金者の成年後見人等が法定後見制度の対象となった場合にも届けていただくこととなります。

2. (成年後見人等の届出) (流動性預金共通規定抜粋)

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に当店に届け出てください。

- (4) 規定を変更する相当の事由がある場合には、その効力発生時期を明記した上でホームページその他相当の方法により周知する必要があるとされたため、当金庫が規定内容を変更する際の手続きを明記しました。

10. (規定の変更) (流動性預金共通規定抜粋)

(1) この規定の各条項その他の条件は、民法第548条の4の規定により、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容を記載した店頭ポスターまたはホームページ掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項による変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

- (5) 改正法では、相手方のある意思表示の全ての効力発生時期について「到達主義」が採用されることとなるため、条項として追加しました。

5. (通知等) (定期預金共通規定抜粋)

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

以上

宮城第一信用金庫